

2019年度

ブロック塀等撤去補助 利用の手引き(遡及補助)

申請者(市民の皆様)向け

- ブロック塀等安全対策緊急支援事業 -

- ブロック塀撤去工事の利用について
 - 1. 申し込みの前に確認すること . . . P1
 - 2. 補助事業の流れ . . . P3
 - 3. 事業の実施 . . . P4
 - 4. その他の手続きについて . . . P5
 - 5. 固定資産証明書等の入手先 . . . P5
- 記入例、作成例 . . . P7
- よくある質問 . . . P14

お問い合わせ先

熊本市 建築物安全推進室(市役所9階)

〒860-8601

住所: 熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号: 096-328-2449

FAX 番号: 096-359-6978

メールアドレス: kenchikubutsuanzensuishin@city.kumamoto.lg.jp

本来の補助制度では、既に完了した事業に対して後付けで補助することはできません。

しかし、大阪府北部地震後に実施した熊本市の調査を受け、補助の申込みは出来なかったものの、人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、適切にブロック塀等の撤去をしたことが確認できるものについては、公平に補助の対象とすべきとの考えから、さかのぼりの補助制度を開始することとなりました。

1. 申込みの前に確認すること

(1) 補助の対象となる危険なブロック塀等

1～7をすべて満たす必要があります。

1. 道路等^{※1}又は公園等^{※2}に面したブロック塀等^{※3}

※1 道路等とは・・・建築基準法第42条に定める道路、学校保健安全法に定める通学路、熊本市地域防災計画に定める緊急輸送道路及び避難路

※2 公園等とは・・・都市公園法に基づく都市公園、熊本市が管理する公園、避難所等

※3 ブロック塀等とは・・・コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀、その他これらに類すると認められるもの

2. 撤去したブロック塀等が面する道路等又は公園等からの高さが80cm以上のもの

3. 撤去したブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの

4. 撤去前のブロック塀等について、熊本市が行った専門家調査又は申請者自身の点検表による確認で不適合があり、安全性が確認できなかったもの

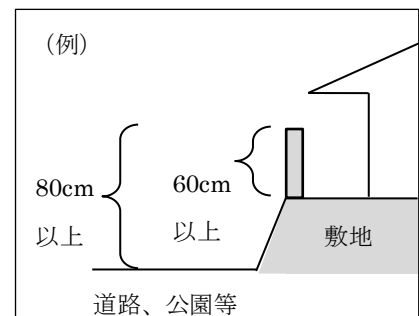
○補強コンクリートブロック塀（鉄筋が入っていたもの）の点検表はP10 別表第1 を使用

○組積造の塀（鉄筋が入っていなかったもの）の点検表はP10 別表第2 を使用

5. 撤去前後の状況が写真等で確認できるもの

6. 契約書等の写しがあるもの

7. 支払い状況のわかるもの（領収書等）があるもの



(2) 補助の対象になる方

補助金の交付の対象になる方は、以下の条件をすべて満たす必要があります。

○補助事業の対象となるブロック塀等の撤去工事を行った方

(3) 補助金額

1 敷地あたりの補助金の額は、①、②、③のいずれか低い額が補助金額で、千円未満の端数を切り捨てた額となります。

- ① ブロック塀等撤去工事に要した費用（**見積金額**）※消費税は除きます。
- ② 撤去したブロック塀等の長さに 12,000 円/m を乗じて得た額
- ③ 20万円

(4) 補助の対象となるブロック塀等撤去工事

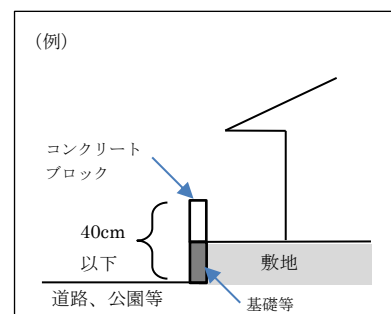
補助の対象となるブロック塀等撤去工事は、①、②のとおりで、平成30年7月5日から平成31年2月4日までの間に着手（契約）したものが対象です。

- ① 補助事業の対象となるブロック塀等を全撤去、又は道路等、公園等からの高さを40cm以下にした工事

※建築基準法第42条に定める道路内にあるものは全て撤去する必要があります。

※高さを40cm以下にしたブロック塀等を利用してフェンス等を設置することはできません。

- ② 撤去したブロック塀等の処分



(5) 受付期間と受付場所

受付期間：2019年4月11日（木）から2020年1月15日（水）まで
土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

受付場所：市役所9階 建築物安全推進室

(6) 印鑑

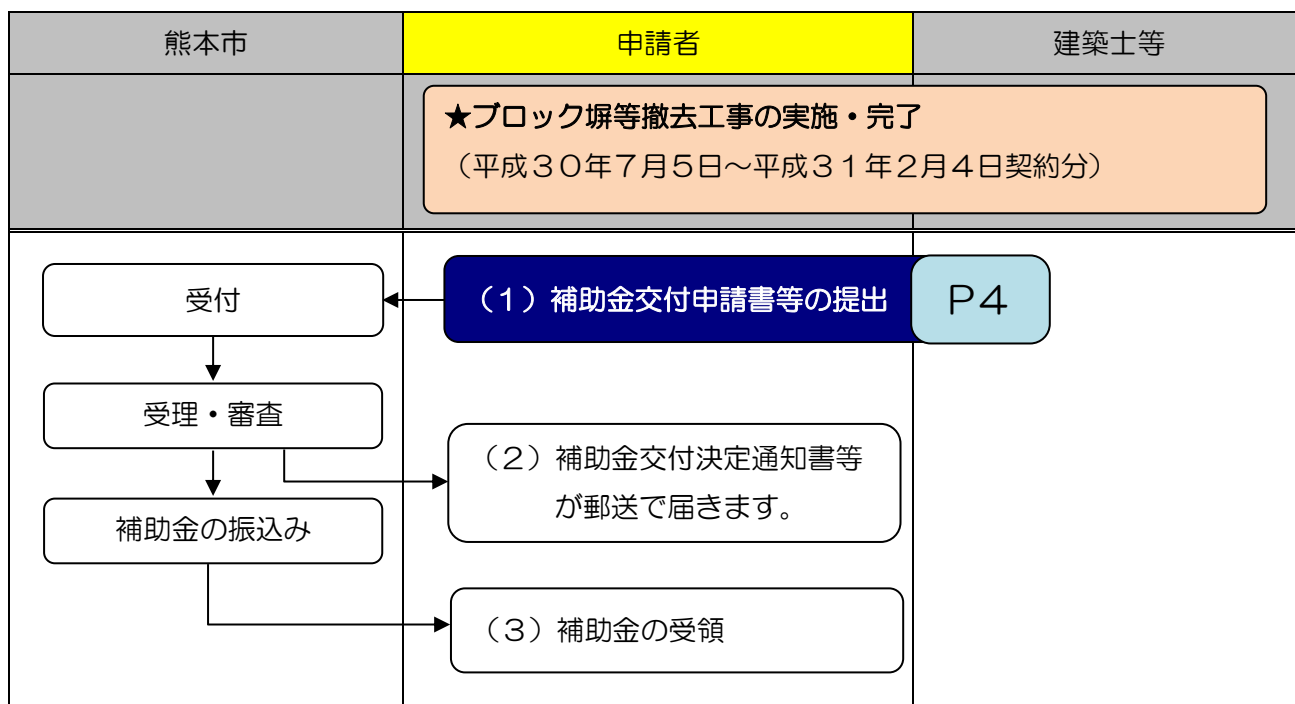
申請書類に使用する印鑑は、認印で結構です。ただし、浸透印（シャチハタ等）は使用できません。各書類共に同じ印鑑を使用してください。

(7) 書類の作成等については施工会社等へご相談ください

本事業では、いくつかの申請書類（補助金交付申請書、完了実績報告書など）の作成や工事写真の撮影など必要書類の準備を行わなければなりません。書類の作成や準備については、必要に応じブロック塀等の撤去を行った施工会社へご相談ください。（4ページ 交付申請書及び添付書類）

なお、申請書の様式は、窓口での配布又は市ホームページで公開予定しています。

2. 補助事業の流れ



3. 事業の実施

(1) 補助金交付申請書の提出

補助金の申請の手続きです。

※委任状を添付することで、依頼する施工会社の方が書類を提出することができます。

申請者
(施工会社)

次の書類を用意し、申請者または依頼する施工会社の方が提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、依頼する施工会社へ相談されてください。

受付期間：2019年4月11日（木）から2020年1月15日（水）

提出場所：市役所9階 建築物安全推進室

◆交付申請書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 補助金交付申請書（様式第13号） 記入例7ページ	窓口または ホームページ
	(2) 事業計画書（別紙1） 記入例8ページ	窓口または ホームページ
	(3) 委任状（別紙3） ※施工会社に手続きを委任する場合に提出 記入例9ページ	窓口または ホームページ
	(4) 点検を行った点検表 ※熊本市が行なった調査を受けていない場合に提出 記入例10ページ	申請者が準備または 施工会社へ相談
	(5) 完了実績報告書（様式第6号） 記入例12ページ	窓口または ホームページ
	(6) 補助金交付請求書（様式第8号） 記入例13ページ	施工会社へ相談
	(7) ブロック塀がある敷地の固定資産証明書又は登記事項証明書 入手先5、6ページ	申請者が準備
	(8) 補助対象経費が確認できる書類（見積書・契約書・領収書） ※ブロック塀等撤去工事費用の支払いが確認できる書類（領収書、 通帳の入金記録の写し等）と着手日が確認できる書類は必須。	施工会社
	(9) 位置図【様式自由】 作成例11ページ	申請者が準備または 施工会社へ相談
	(10) 危険なブロック塀等の延長、高さの撤去前現況と撤去範囲 がわかる図面 作成例11ページ	申請者が準備または 施工会社へ相談
	(11) ブロック塀等の撤去工事前後の写真	申請者が準備または 施工会社へ相談

(2) 補助金交付決定通知書等が郵送で届きます

補助金交付申請書の提出後、市は提出書類により審査を行います。(審査には3週間程度かかります)
提出書類の審査・補助金額の査定が済みましたら、市から以下の書類を郵送します。

◆市から届く書類

- ①補助金交付決定通知書
- ②補助金額確定通知書

(3) 補助金の受領

補助金交付請求書・領収書等が提出されている場合、(2) 補助金交付決定通知書等が郵送で届いた後、2週間程度で指定された口座に補助金が振り込まれます。

市から入金済みの連絡は行いません。通帳を確認していただき、補助金が振り込まれていたら本事業は完了となります。

4. その他の手続きについて

◆ 辞退をする場合

補助事業を途中で辞退する場合は、辞退届を提出する必要があります。

その場合、補助金を受け取ることができません。また、既に施工会社などが業務を行っている場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

辞退届の様式は建築物安全推進室にありますので、建築物安全推進室までお問合せください。

5. 固定資産証明書等の入手先

◆固定資産証明書 または 登記事項証明書

固定資産証明書

○入手先：各区の区役所区民課、税務課および総合出張所

(市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。)

○必要なもの：印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証、保険証、個人番号カードなど）

○手数料：300円

登記事項証明書

○入手先：法務局（6ページ参照）

○手数料等については、法務局に直接ご確認ください。

※固定資産証明書で所有者などの内容が確認できないもの（共有者が複数いる場合）については、登記事項証明書を提出していただく場合がありますので、建築物安全推進室へご相談ください。

ご不明な点は、建築物安全推進室（096-328-2449）までお問い合わせください。

登記事項証明書の入手先

登記事項証明書については、熊本地方務局（本局）で入手してください。

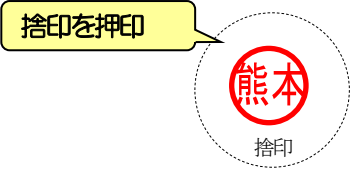
案内図	
郵便番号 所在地 電話番号	<p>〒862-0971 熊本市中央区大江3丁目1-53 熊本第二合同庁舎 電話：096（364）2145</p>
交通手段	<ol style="list-style-type: none"> 1 JR熊本駅から熊本都市バス第一環状線30分「大江渡鹿（おおえとろく）」下車，徒歩3分 2 交通センターから九州産交バス一本木，木山，戸島，小山駐車場行き（子飼又は熊本市消防局経由）20分「大江渡鹿」下車，徒歩3分 3 九州自動車道熊本ICから国道57号東バイパス，産業道路へ右折熊本第二合同庁舎案内板を左折，車20分

※法務局ホームページより

ブロック塀等撤去【遡及】
様式第13号（附則第2条関係）

記入例

熊本市長 大西 一史 様



年 月 日

提出時に記入

申請者 住所 **熊本市中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 太郎**

電話番号 **096-111-1111**



補助金交付申請書

本事業で使用する印鑑は、今後、すべてこの印鑑を使用してください。

熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業の補助金の交付を受け、
緊急支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 対象となるブロック塀等の所在地（地番）

熊本市 **中央区 手取本町1110**

「固定資産証明書」又は「登記事項証明書」等の地番を記入してください。

2 補助金交付申請額

金 円

金額の訂正ができないため、記入されないようお願いします。

3 添付書類

書類	分類	確認欄
(1) 事業計画書（別紙1）		
(2) 補助対象経費が確認できる書類（見積書・契約書・領収書等）		
(3) 位置図		
(4) 危険なブロック塀等の延長、高さの現況と撤去範囲がわかる図面		
(5) ブロック塀等の撤去工事前後の写真		
(6) 危険なブロック塀等が存する敷地の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）		
(7) 手続きを委任する場合は、委任状（別紙3）		
(8) コンクリートブロック塀においては別表第1、組積造の塀においては別表第2に基づき点検を行った点検表（市長が実施したブロック塀等に関する調査において、安全と認められていないものは除く）		
(9) その他市長が必要と認める書類		

4 暴力団の排除に関する誓約兼同意

私は、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても意義を申し立てないことを誓約します。

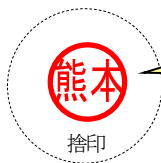
また、当該事実の確認のため、補助金交付申請書に記載の個人情報に基づき、熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて、同意します。

事業計画書

工事概要	所在地 (地番)	熊本市 中央区 手取本町1110		
	塀の種類	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリートブロック塀 <input type="checkbox"/> 石積塀 <input type="checkbox"/> レンガ塀 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	撤去範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全撤去 <input type="checkbox"/> 部分撤去 (残存高さ cm)		
	ブロックの概要	長さ	道路・公園等の面 からの高さ	塀自体の高さ
		12 m	140 cm	80 cm
工事施工者	会社名 株式会社 ひごまる工務店 住所 熊本市中央区熊本城1番1号 電話番号 096-111-2222 担当者氏 肥後 二郎			
交付申請額の 算定	見積額 (注) (消費税を除く)	150,000 円 (①)		
	撤去長さによる 算出額 (注)	撤去するブロック塀等の長さ×12,000円/m 144,000 円 (②)		
	補助対象経費の 上限額	200,000 円 (③)		
	補助対象経費及び 交付申請額 (注)	① ② ③のうち最小の額 144,000 円		
着手日	平成 30 年 10 月 30 日			
完了日	平成 30 年 11 月 7 日			
備考	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 着手日は契約日を記入してください。 完了日は領収書等の日付 (複数ある場 合は最も遅い日付) を記入してくださ </div>			

(注) 補助対象経費及び交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てた額とすること。

熊本市長 大西 一史 様



捨印を押印

年 月 日

提出時に記入

委 任 状

私は、肥後 二郎 を代理者（窓口に来る方）と定め、下記の事項を委任しました。

1. 熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業に係る2に示す申請及び報告等の内、各事業に必要な手続の一切を委任される場合は、下記の事項に○をつけてください。

<input checked="" type="radio"/>	熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業に係る2に示す申請及び報告等の手続における一切を委任
----------------------------------	---

2. 熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業に係る申請及び報告等の手続のうち一部を委任する場合は、下記の項目の中から該当する事項に○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	交付申請（第4条、附則第2条）	<input type="checkbox"/>	変更申請（第7条）
<input type="checkbox"/>	補助事業の中止又は廃止（第8条）	<input type="checkbox"/>	状況報告（第10条）
<input type="checkbox"/>	完了実績報告（第11条、附則4条）	<input type="checkbox"/>	補助金の請求及び交付（第13条）
<input type="checkbox"/>	完了後の報告等（第17条）	<input type="checkbox"/>	

対象住宅の所在地（地番） 熊本市 **中央区 手取本町1110**

申請者（委任する方）

住所 **熊本市中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 太郎**



代理者（窓口に来る方）

住所 **熊本市中央区熊本城1番1号**

会社名 **株式会社 ひごまる工務店**

氏名 **肥後 二郎**



鉄筋が入っていた場合は、別表第1「補強コンクリートブロック塀の点検表」を使用

別表第1 (第2条関係) 補強コンクリートブロック塀の点検表

点検を行った表にチェックをいれてください。			点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2. 2m以下	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		高さ2m以下の塀で10cm以上	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っている	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
4	控壁 (高さが1.2mを超える場合)	3. 4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ、1mm以上のひび割れがない	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
8	その他	塀が土留め壁を兼ねていない、かつ、玉石積み擁壁等の上でない	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
評価		8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要		

鉄筋が入っているが、点検内容の仕様に合っていない可能性がある場合も「いいえ」にチェックしてください。

分からない場合は不適合にチェックを入れてください。

※わからない場合は不適合

※鉄筋が入っていない場合は、別表第2「組積造の塀の点検表」を使用

鉄筋が入っていなかった場合は、別表第2「組積造の塀の点検表」を使用

別表第2 (第2条関係) 組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1. 2m以下	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ、1mm以上のひび割れがない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	その他	塀が土留め壁を兼ねていない、かつ、玉石積み擁壁等の上でない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
評価		7項目のうち、1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要		

※わからない場合は不適合

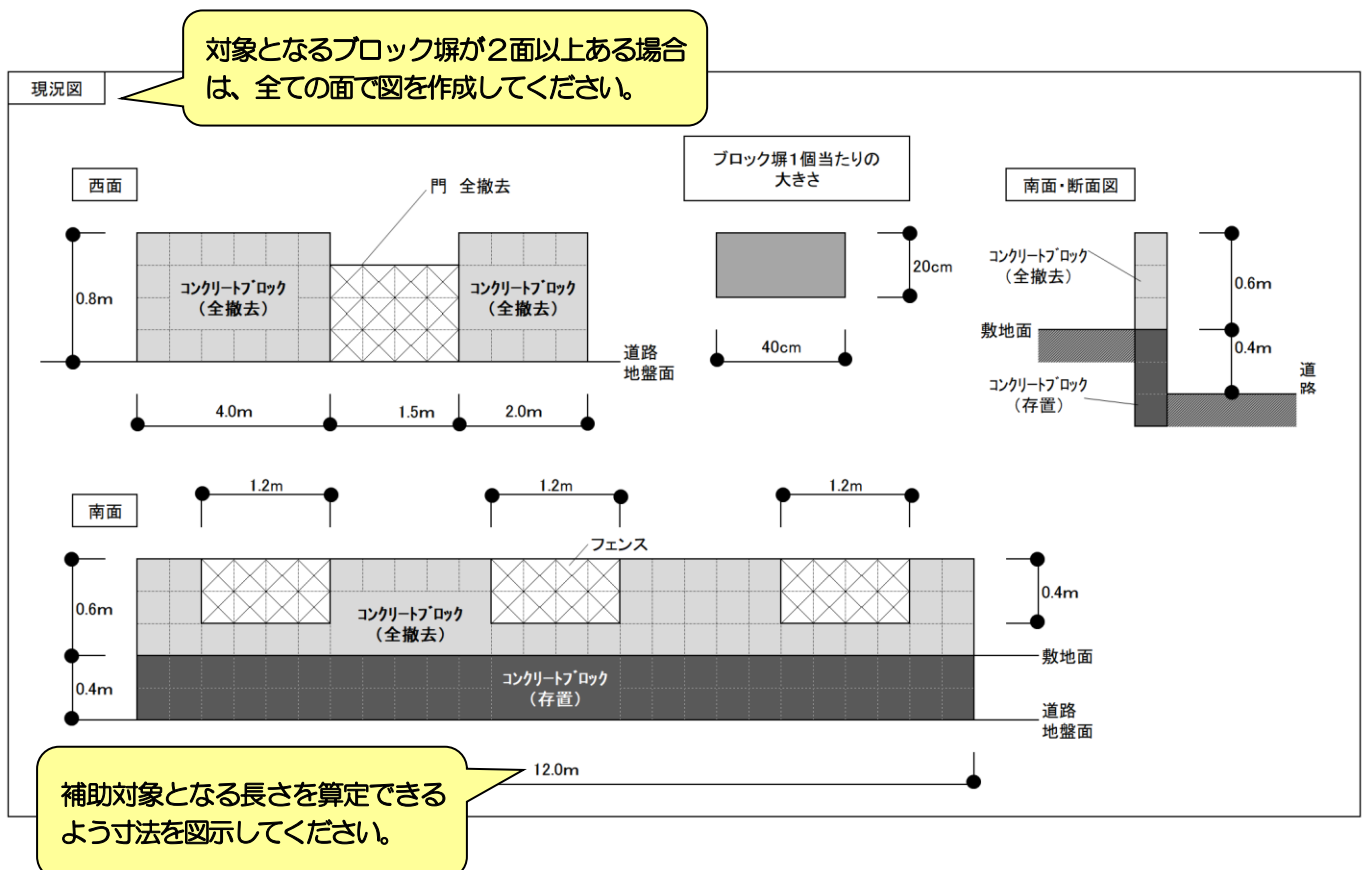
○位置図【様式自由】 作成例

- ・地図に申請敷地を明示してください。



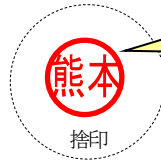
○危険なブロック塀等の延長、高さの撤去前現況と撤去範囲がわかる図面【様式自由】 作成例

- ・撤去したブロック塀等の立面図を添付してください。
- ・道路等の地盤面と敷地の地盤面に高低差がある場合は、適宜、断面図を追加してください。
- ・図面の縮尺は問いません。手書きでも結構です。



ブロック塀等撤去
様式第6号(第11条関係)

熊本市長 大西 一史 様



捨印を押印

年 月 日

提出時に記入

申請者 住所 **熊本市中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 太郎**



電話番号 **096-111-1111**

完了実績報告書

送付される補助金交付決定通知書の日付と番号を記入してください。分からない場合は空欄で提出してください。

年 月 日付け指令(住政)第 号で補助金交付決定通知書が送られた熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業が完了したので、熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 対象住宅

所在地(地番) 熊本市 **中央区 手取本町1110**

2 交付決定額

金 円

金額の訂正ができないため、記入されないようお願いします。

熊本市長 大西 一史 様



捨印を押印

年 月 日

空欄で提出

申請者 住所 **熊本市中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 太郎**



電話番号 **096-111-1111**

補助金交付請求書

送付される補助金額確定通知書の日付と番号
を記入してください。分からない場合は空欄
で提出してください。

年 月 日付け指令(住政)第 号で補助金額確定通知のあった熊本市ブロック
塀等安全対策緊急支援事業の補助金について、熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業補助金交付要
綱第13条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり請求します。

記

1 対象となるブロック塀等
の所在地(地番) **熊本市 中央区 手取本町1110**

2 請求金額 金 円

金額の訂正ができないため、記入されないよう
お願いします。

3 口座振込先

金融機関名			
〇〇 銀行 金庫 農協		●● 本店 支店 出張所	
預金種別	普通 ・当座・その他	口座番号	1111111
フリガナ	クマモト タロウ		
口座名義	熊本 太郎		

4 添付書類

補助事業に係る費用の支払いが確認できる書類(領収書等)の写し

よくある質問

問1. ブロック塀とは何を示すか。

答：コンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた塀などが対象となります。判断に迷う場合は建築物安全推進室までご相談ください。

問2. ブロック塀と道路の間に緑地帯や側溝などがある場合、補助対象となるか。

答：敷地から道路までの距離（離隔距離）が対象となるブロック塀の高さ以下の場合は補助対象とします。（図1を参照）

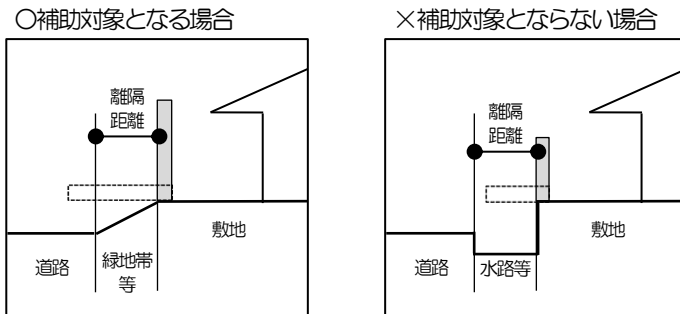


図1 敷地と道路の間に緑地等がある場合の判断

問3. ブロック塀等が土止めを兼ねている場合、補助対象とできるか。

答：補助対象とすることは可能です。補助対象となるかの高さについては、道路面からの高さとしてします。（図2を参照）なお、土留めとして利用している部分の高さに応じて補助対象の範囲を判断します。土留めとしての利用が主なブロック塀で、撤去及び新設をする場合は別の補助制度（宅地復旧支援事業）を活用した方が有利となる場合があります。詳しくは震災宅地対策課（☎ 328-2966）までご相談ください。

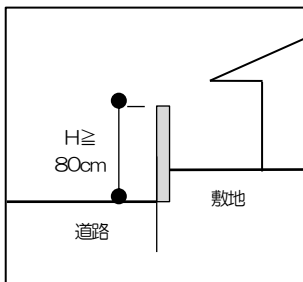


図2 ブロック塀等が土止めを兼ねる場合の判断

問4. ブロック塀の上にフェンス等が設置されている場合、フェンス等の高さを含めた高さとしてよいか。

答：金網フェンス等や擁壁の部分はブロック塀の高さを含むことはできません。（図3を参照）

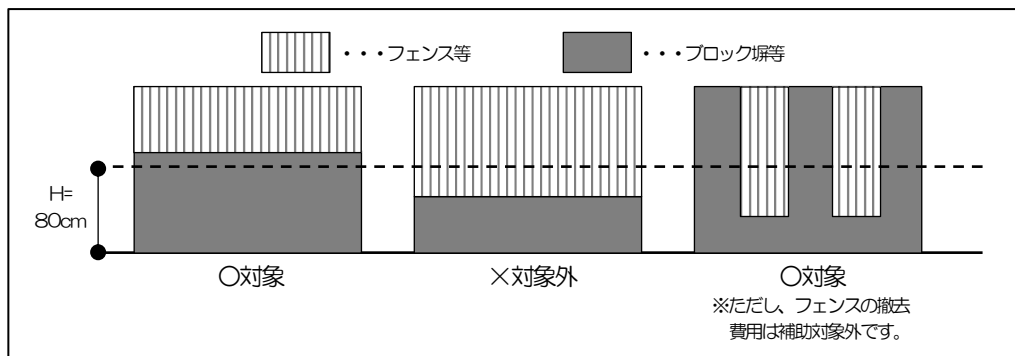


図3 フェンス等が設置されている場合の判断

問5. 補助金交付申請書等は郵送で提出してもいいのか。

答：郵送での受付も可能です。ただし、必要書類がそろっていない場合は受付ができませんので、十分に確認を行った上、市役所9階 建築物安全推進室へ郵送してください。また、委任状を提出することで、施工会社等が書類を提出することができます。

問6. どこに頼めば良いかわからない、施工会社は自由を選べるのか。

答：施工者には特に条件はなく、自由を選ぶことができます。熊本県のホームページにブロック塀等の解体・改修相談窓口一覧が掲載されていますので参考にしてください。

(参考URL http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_16034.html)

問7. ブロック塀撤去工事の補助を受けた後、生垣の植栽補助等は活用できるか。

答：補助は活用できます。ただし、補助金の重複はできません。生垣の植栽の補助は環境共生課(☎ 328-2352)へお問合せください。

問8. ブロック塀は全て撤去しなければならないのか。

答：道路等、公園等からの高さが40cm以下であれば、2段程度残して撤去することも可能です。(建築基準法第42条に定める道路内にあるものは全て撤去する必要があります。)ただし、図4の対象外の例のように道路等、公園等に面するブロック塀の一部分を撤去するということは認められません。

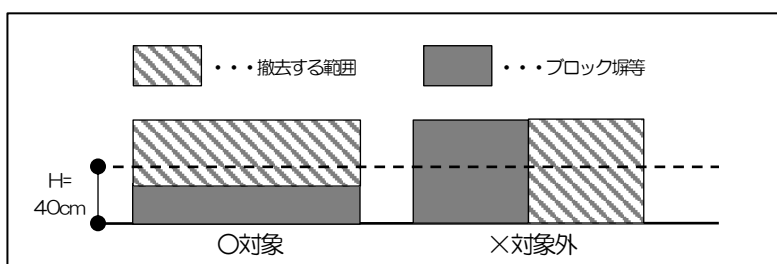


図4 部分的に撤去する場合の判断

問9. 市の専門家調査の対象となっていないが、補助対象となるか。

答：市の専門家調査の対象となっていない場合でも、申請者等自身の点検表(10ページ)による確認で不適合があり、安全性が確認できないものは対象となります。